様式第１号（第７条関係）

収入印紙
消印しては
ならない。

作業環境測定士登録申請書

①	（ふりがな） 氏名			
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 （いずれかを○で囲む）	有 ／ 無		
	併記を希望する氏名又は通称			
②	生年月日	年　月　日		
③	住所	郵便番号（　　） 電話　（　　）		
④	登録を受けようとする作業環境測定士の種別	第一種 第二種 作業環境測定士	⑥ 登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1　第１号の作業場 2　第２号の作業場 3　第３号の作業場 4　第４号の作業場 5　第５号の作業場
⑤	個人サンプリング法の実施の有無	有・無		
⑦	個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無等	有（限定有り） ・ 無		
⑧	合格した試験	第一種 第二種 作業環境測定士試験　合格証番号		
⑨	試験の全部が免除される理由			
⑩	修了した講習	第一種 第二種 作業環境測定士講習　講習修了証番号		
⑪	修了した講習において選択した分析の実務に関する科目	1　別表第１号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2　別表第２号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3　別表第３号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4　別表第４号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5　別表第５号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑫	労働衛生の実務に従事した経験			
⑬	試験に合格し、かつ、講習を修了した者であつて労働衛生に関する実務に従事した経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められる理由			

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

1　精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2　作業環境測定法第12条第２項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

3　作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

年　　月　　日

氏名

厚生労働大臣
指定登録機関　殿

備考

1　厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。

2　指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。

3　１及び２の場合において、登録免許税の額が３万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。

4　①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

5　④欄、⑧欄及び⑩欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。

6　⑥欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑪欄は⑩欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

7　⑦欄は、次の（１）から（３）までに掲げる者に該当する場合は、それぞれ次に定める項目を○で囲むこと。

（１）作業環境測定法施行規則第６条第１項第５号に掲げる区分に該当する者　「有」

（２）作業環境測定法施行規則第６条第１項第６号に掲げる区分に該当する者　「有」及び「限定有り」

（３）上記（１）及び（２）に該当しない者　「無」

8　⑨欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。

9　⑫欄に記入した場合には、労働衛生の実務に従事した経験を有すること及びその年数を証する書類を添付すること。

10　⑬欄は、作業環境測定法施行規則第５条第２項、第５条の２又は第５条の２の２の規定により作業環境測定士となる資格を有する者は、当該資格を有する理由について記入すること。例えば、「厚生労働大臣から、別表第１号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることができるとの認定を受けた。」等と記入すること。

11　提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書類を添付すること。